No	タイトル		該当箇所	質問	回答
NO	91 F/V	頁	項	貝 III	回答
1	事業期間	4	2 (5)	公募対象公園施設の設置管理許可は最長で15年とのことですが、貴市で望ましいと考えている機能(建築物)もその償却期間内のものでしょうか。	公募対象公園施設の具体的な償却期間については、事業者の提案に委ねます。
2	公募設置等計画の有 効期間	4	2 (5)	公募設置等計画の有効期間が事業期間とされていますが、都市公園法第5条の2第5項に基づく最長期間(20年)を上限に、事業者の求めに応じて適宜期間延長していただけないでしょうか。	公募対象公園施設、特定公園施設及び青森市アリーナ等を一体的に維持管理・運営することを期待していることから、公募対象公園施設の設置管理許可期間のみ延長することは予定しておりません。
3	西側・東側敷地の計 画	5	2 (6)	西側・東側広場に関しては貴市が計画及び建設を実施し、事業者が維持管理するとありますが、計画は事前に教示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者募集開始時に添付資料として公表します。
4	事業イメージと事業方 式	5	2 (6)	アリーナの給排水等のインフラ整備、及び建物周囲の外構整備については、アリーナ(本体)のDBOの範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。	アリーナ施設に必要な給排水等のインフラ整備はアリーナ (本体) のDBOの 範囲に含んでおりますが、建物周辺の外構は特定公園施設に含んでいま す。
5	事業イメージ	5	2 (6)	東側広場及び西側広場については、事業者が維持管理・運営を行うとありますが、設計及び建築は貴市側で行うとのことなので、修繕業務や光熱水費の費用負担は貴市側という認識でよろしいでしょうか。	東側広場及び西側広場については、事業者募集開始時に計画を公表します。 また、修繕業務や光熱水費を含め、東側広場及び西側広場の維持管理・運営に要する費用については、事業者が積算し、負担することとしており、サービス対価の支払いの対象に含まれます。
6	市による本事業の費 用負担の上限額	7	3 (1)	特定公園施設の整備に対して貴市が負担する上限金額は、事業者募集開始時に示すとありますが、「当該金額=貴市の積算額の9割」という認識でよろしいでしょうか。つまり、特定公園施設の整備に係る費用の1割が事業者負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	市の負担上限額	7	3 (1)	特定公園施設整備に係る貴市の積算基準及び負担上限額は、事業成否に関連する内容ですので、できるだけ早い時期に教示頂けますでしょうか。	事業者募集開始時に公表します。
8	市による本事業の費 用負担の上限額	7	3 (1)	特定公園施設の整備に対して市が負担する額は、市の積算額の9割を上限とするとのことですが、本件では特定公園施設の面積が広大であり、残り1割を公募対象公園施設の収益から還元することは困難であると思われます。駐車場・駐輪場、それに伴う構内道路、車いす利用者向けの融雪設備については、主にアリーナ利用者向けの施設であることから、アリーナ(本体) DBOの対象に入れることは考えられませんでしょうか。	原案のとおりとします。 特定公園施設の整備費用について満たすべき条件は、「公募対象公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てること(都市公園法施行規則第3条の3)」及び「特定公園施設の整備に対して市が負担する額が市の積算額の9割以下となっていること」であり、「特定公園施設の整備に対して市が負担する額」を削減するにあたり、「公募対象公園施設から生ずる収益」以外を併せて用いることを妨げるものではありません。このことから、条件を満たすことは可能と考えています。
9	市による本事業の費 用負担の上限額	7	3 (1)	貴市の本事業の費用負担の内訳は、新設する(仮称)青森市アリーナに係るコスト、特定公園施設の整備業務に係る費用の一部、特定公園施設ので東側、西側広場の維持管理費用、並びに本事業全体に係る統括管理業務に係る費用であり、公募対象公園施設・利便増進施設に係る一切の費用及び上記以外の特定公園施設に係る費用は事業者の負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、アリーナに係るコストのうち市が負担する額については、利用料金 収入を差し引いた額となります。
10	応募者名等	8	4 (1)	SPCに出資はするものの、SPCから直接業務を受託しないというステータスでは応募者になれないのでしょうか。	応募者にはなれませんが、SPCへの出資は妨げるものではありません。

No	タイトル		該当箇所	質問	回 答
NO	頁		項	貝 问	凹 谷
11	応募者の資格要件	8	4 (2) ①		募集要項(案)P18「⑦ SPCの設立」に記載のとおり「(エ)代表企業の出資比率は、事業契約期間中継続して出資者中最大とすること。」及び「(オ)全ての出資者は、本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、書面による市の事前承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。」の条件を満たすことで、代表企業の変更(別の構成企業への交代)は可能です。
12	参加要件	8		親会社を同一とする 2 つの子会社が、別グループの構成企業として参加することは可能でしょうか。	募集要項P8には、「『資本面において関連のある者』とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、『人事面において関連のある者』とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう」と明記しており、資本面又は人事面において関連がない場合は、参加は可能です。
13	地元経済への配慮	9		地元企業、地元人材の雇用、地場物品の活用を行った場合、定量評価の加 点については今後開示頂けますでしょうか。	事業者募集開始時に選定基準を公表します。
14	応募者の資格要件	9		「公募対象公園施設の設置又は管理のみを担う者を除く」とありますが、 設置及び管理の両方を担う者は、土木一式、造園、公園街路樹等管理業務 の青森市競争入札参加資格があればよろしいでしょうか。	公募対象公園施設の「設置のみを担う者」、「管理のみを担う者」及び 「設置及び管理のみを担う者」のいずれも青森市競争入札参加資格は必要 ありません。
15	応募者の資格要件	9		「公募対象公園施設の設置又は管理のみを担う者を除く」とありますが、 設置または管理のいずれかのみを行う場合は青森市競争入札参加資格がな くてもよろしいでしょうか。	No. 14の回答をご参照ください。
16	応募者の資格要件	10		特定公園施設の建設を担う者は、記載されている元請実績と土木一式・造 園の青森市競争入札参加資格があればよろしいでしょうか。	特定公園施設の建設を担う者は、平成17年4月1日以降に完了した都市公園 (街路公園を除く。)又はそれに類する空間の新設工事又はそれに類する 工事に係る施工の元請実績を有する者とし、青森市競争入札参加資格は必 要ですが、土木一式、造園である必要はありません。
17	応募者の資格要件	10	4 (3) 8	特定公園施設、東側広場及び西側広場の維持管理業務を担う者は、記載されている元請実績と公園街路樹等管理業務の青森市競争入札参加資格があればよろしいでしょうか。	特定公園施設、東側広場及び西側広場の維持管理業務を担う者は、平成22 年4月1日以降、都市公園(街路公園を除く。)又はそれに類する空間に係 る2年以上の維持管理業務の元請実績を有している者とし、青森市競争入札 参加資格は必要ですが、公園街路樹等管理業務である必要はありません。
18	運営業務を担うものの 資格	11	4 (3) 9 (イ)	資格としてコンサート等のエンターテインメントイベントの開催実績を求めておりますが、エンターテインメントイベントも様々であり、会場面積・席数・動員規模等数値規定はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	青森市アリーナの運 営業務を担う者の資 格要件	11	4 (3) 9 (イ) j	「エンターテインメントイベントの開催実績」とは、どの程度のものを見 込んでいるのでしょうか。観覧者数何名以上など具体的な規模をお教え下 さい。	会場面積・席数・動員規模等の数値規定はしていません。

No	タイトル		該当箇所	質問	回 答
NO	ダイトル	頁	項	貝 问	凹
20	青森市アリーナの運 営業務を担う者の資 格要件	11	4 (3) <b>(3) (1)</b>	コンサート等のエンターテインメントイベントの開催実績を有していること。とありますが、開催実績の解釈は、興行主の意でしょうか?体育館等の場所貸しで開催実績となるのでしょうか?また参加資格確認申請の際に、証票の添付が必要でしょうか?必要な場合は、具体的な証票の種類をお示しください。	興行主及び指定管理者等での開催誘致のどちらかの実績を有しているものとします。 実績を記載する様式については、事業者募集開始時に公表します。
21	「コンサート等」及び 「開催実績」の定義及 び例示について	11	4 (3) ⑨ (1)	「コンサート等のエンターテイメントイベントの開催実績を有していること。」との記載が御座いますが、「コンサート等」及び「開催実績」についての定義及び例示をご教授願います。	「コンサート等」は、入場料を徴収し集客して行うイベントのことで、演奏会のほか、講演会、演劇などがあげられます。 「開催実績」については、No. 19及びNo. 20の回答を参照してください。
22	参加資格確認基準日 以降の取扱い	11	4 (4) ②	参加資格確認後から提案書提出までの期間において、構成企業又は協力企業が資格要件を有していながら、例えば個別業務の収支が合わないなどの事情で応募グループから脱退する場合でも、貴市の承認を前提として、事業そのものに影響のない体制が組めれば、応募グループは存続できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、参加資格確認申請時にあるグループに所属した者は、その後当該グループを脱退しても、他のグループの構成企業及び協力企業となることを 認めません。 いただいたご意見、ご質問を踏まえて募集要項を整理しますので、公募時 に示す募集要項をご確認ください。
23	参加資格の確認等	11	4 (4) ②·③	た代表企業を除く構成員、協力企業ですべての参加資格等を満たすことを	の代表企業の本事業にかかる債権債務の一切を継承するなど事業の継続に
24	公募対象公園施設等 の事前確認申請の受 付及び確認結果の通 知	15	5 (2) 8	事前確認申請時点では、事業内容がまだ確定していない場合が想定されますが、そのような場合は、実施する可能性が少しでもあるものを網羅的に申請すれば良いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 公募対象公園施設及び利便増進施設の提案にあたっては、提案する可能性 があるもの全てを事前に申請し、確認を受けるようにしてください。
25	プレゼン審査	17	5 (3) ④	プレゼン審査は実施される予定はありますでしょうか。	実施する予定です。
26	基本協定を締結しない場合	18	5 (3) ⑥ (ウ)	優先交渉権者決定後においてまでも応募者資格要件を適用するということは、応募者に長期間にわたり応募者資格喪失リスクを負わせ、応募者を不安定な立場にさらすものであり、極めて過酷な措置と言え、また、貴市にとっても優先交渉権者との契約不締結リスクを過度に高めるという点において実益に乏しく、したがって、お互いに得るところはありませんので、少なくとも募集要項(案)9ページの(3)応募者資格要件①(エ)については免除していただけないでしょうか。あくまでも応募者資格要件であり基本協定書締結資格要件では無いものと理解しております。	原案のとおりとします。 青森市では公募型プロポーザル方式についても、「青森市競争入札参加資 格業者指名停止要領」に則った対応を行うこととしており、同要領では指 名停止期間中の者を随意契約の相手としてはならないことになっていま す。

No	タイトル		該当信	箇所		質問	回 答
NO	24 176	頁		項		貝 川	의 상
27	SPCの設立 公募対象公園施設の 設置及び管理	18 24	5 (3) 9 (1)	⑦ ④	(工)	18頁では、計画認定に基づく地位をSPC設立後はSPCが継承するとありますが、24頁では、事業者、構成企業又は協力企業が計画認定に基づく地位を承継することができるとあります。維持管理運営段階においては、計画認定に基づく地位はSPCでは無く、事業者、構成企業又は協力企業のいずれかが保有することでも良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	認定計画提出者の地 位	18	5 (3)	7		「SPCが設立された場合、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位は当該SPCが承継することとし、これ以降、認定計画提出者には地位の承継を受けた者を含むものとする。」とありますが、「これ以降、地位の承継を受けた者を含む」とあるので、かかる承継が行われた以降も、選定事業者の構成員(代表企業を含む。)及び協力企業は、引き続き、承継人であるSPCとともに認定計画提出者としての地位を保持し続けるという理解でよろしいでしょうか。	計画の認定に基づく地位を他者に承継した場合、当初地位を有していた者は地位を失うこととなりますので、SPCに地位を承継した場合、選定事業者の構成企業及び協力企業は地位を失うこととなります。
29	SPCの設立について	18	5 (3)	7	(工)	事業期間中、構成員間での出資割合を変更することや代表企業を変更する ことは可能でしょうか。ご教授願います。	No. 11の回答をご参照ください。
30	代表企業の出資比率	18	5 (3)	7	(工)	「代表企業の出資比率は事業契約期間中継続して出資者中最大とすること。」とありますが、事業契約期間中に、例えば事業フェーズに応じて出資比率を変更し(株式の譲渡等)、SPCの最大出資者を他の構成企業に変更することは可能でしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
31	事業契約の仮契約	18	5 (3)	8	(1)		事業契約の仮契約はDBO部分及びPark-PFI部分を一つの契約とします。DBO部分又はPark-PFIのいずれかの事業実施ができなくなった場合は、クロスデフォルトとはせず、SPCが新たな事業者を参加させることで、事業継続を図ることを想定しています。
32	事業契約を締結しな い場合	19	5 (3)	10		基本協定書締結後においてまでも応募者資格要件を適用するということは、応募者に長期間にわたり応募者資格喪失リスクを負わせ、応募者を不合理に不安定な立場にさらすものであり、極めて過酷な措置と言えます。とりわけ事業契約の当事者はSPCに他ならず、別人格である応募者に関する事由で事業契約が締結されないことにも疑義を禁じえません。加えて、貴市にとっても選定事業者(認定計画提出者)との契約不締結リスクを過度に高めるという点において実益に乏しく、したがって、お互いに得るところはありませんので、少なくとも募集要項(案)9ページの(3)応募者資格要件①(エ)については免除していただけないでしょうか。あくまでも応募者資格要件であり事業契約書締結資格要件では無いものと理解しております。	No.26の回答をご参照ください。
33	費用負担	20	5 (4)	(5)		議会の議決リスクは、事業者に何ら帰責性のない場合においては貴市に負担いただくリスクかと思料します(添付資料1-1)。よって市議会において本契約が否決されたことに関し、事業者に何ら帰責性のない場合、当該提案に要した費用については貴市にご負担いただきたく存じます。	原案のとおりとします。

No	タイトル		該当箇所	質 問	回 答
NO	21 170	頁	項	貝(印	凹 谷
34	公募対象公園施設等	24	9	公募設置等計画の内容については、15年の事業期間中はどこまで変更が許可頂けるのでしょうか。また、変更に伴って生じる貴市と事業者のリスク分担や費用分担の考えなどがございましたらお示し頂ければと思います。時代の流れなどにより、業態、業種そのものが陳腐化する可能性もあり、事業者側も柔軟な運用が不可欠と考えており、その柔軟性を生かせる範囲を認識したく思っております。	公募設置等計画の変更にあたっては、利用者ニーズの変化等への対応のために変更が妥当な場合や事業実施体制が変更される場合など、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであることが見込まれることが確認できるものについては、都市公園法の規定に基づき、協議の上、市が変更の認定を行います。 なお、公募対象公園施設は独立採算事業であるため、変更に伴って生ずる費用・リスクは全て事業者負担となります。
35	公募対象公園施設の 設置管理業務の転貸 について	24	9 (1) ④ (エ)	公募対象公園施設の設置及び管理の許可はSPC事業者が取得し、SPCの構成員・協力企業はその地位を継承できるとのことですが、事業提案までの限られた期間で、15年間収益事業を営む構成員・協力企業を探し今回事業の趣旨に沿った事業提案をすることは安易なことではありません。青森市都市公園条例10条において公園施設の設置・管理の権利につき転貸を禁じておりますが、当事業についてはその制限を緩和してして頂くことは可能でしようか。	設置管理許可を受けた権利そのものを転貸することはできませんが、認定公募設置等計画に従って公募対象公園施設の設置又は管理をする限りにおいて、公募対象公園施設の運営を賃貸借契約により行うことは可能です。なお、この場合においても、設置管理許可を受けたことに伴う都市公園法等に基づく責任は、設置管理許可を受けた者にあります。
36	、公募対象公園施設の 設置、管理	24	9 (1) ④ (エ)	「公募対象公園施設の設置又は管理を行う事業者、構成企業又は協力企業は、都市公園法第5条の8に基づく市の承認を受けることにより、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる」とありますが、これに関して、募集要項(案)18ページの5(3)⑦における認定計画提出者の地位承継に係る文脈により、事業者(SPC)、構成企業及び協力企業ともに当該承継以前に既に認定計画提出者としての地位を保持していると考えられるため、当該承継の意図をご教示願えませんでしょうか。	募集要項(案)P18「5(3)⑦」に記載の通り、SPC設立後に認定計画者の地位は事業者(SPC)のみが承継するため、構成企業及び協力企業は地位を有しません。 その後、募集要項(案)P24「9(1)④(エ)」に記載の通り、公募対象公園施設の設置又は管理を行う事業者、構成企業又は協力企業のいずれかがSPCの地位を承継することになります。
37	、公募対象公園施設の 設置、管理	24	9 (1) ④ (エ)	「特定公園施設の建設が完了するまでの間は事業者が計画の認定に基づく地位を承継すること」とありますが、これに関して、募集要項(案)18ページの5(3)⑦における認定計画提出者の地位承継に係る文脈により、事業者(SPC)、構成企業及び協力企業ともに認定計画提出者としての地位を保持していると考えられますが、計画の認定に基づく地位を事業者に限定する趣旨をご教示願えませんでしょうか。	計画の認定に基づく地位を他者に承継した場合、当初地位を有していた者は地位を失うこととなりますので、SPCに地位を承継した場合、選定事業者の構成企業及び協力企業は地位を失うこととなります。青森市アリーナと特定公園施設及び公募対象公園施設の整備については、一体的に実施することで、高い事業効果を得ることを想定していることから、建設期間中は同一の者(SPC)とすることとしています。
38	公募対象公園施設の 設置、管理	24	9 (1) <b>4</b> ( <b>x</b> )	認定計画提出者が公募対象公園施設を第三者に賃貸借することは可能でしょうか。	No.35の回答をご参照ください。
39	公募対象公園施設の 使用料(案)の提示に ついて	25	9 (2) ④	公募対象公園施設の使用料の額の最低額については、事業者募集開始時に 貴市から示されるとありますが、収益施設を営む事業者を早期に確保する 為にも、貴市でお考えの使用料(案)を早期にお示し頂くことは可能でしょ う。	事業者募集開始時に公表します。
40	資金調達リスク	添付資料 1-1	1 No.6	市の事由以外の事由により市が予定していた資金を確保できないリスクが 事業者負担とされていますが、あくまでも資金確保すべき主体は市なの で、事業者のリスク負担範囲は、事業者の帰責事由による場合に限定され るべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。

h / l		該当箇所	56 HH	[2] #A+
タイトル	頁	項	· 與 问	回答
契約リスク	添付資料 1-1	1 No.8	市の事由以外の事由による契約締結不能又は締結遅延リスクが事業者負担とされていますが、事業者の故意又は過失による場合等、事業者の帰責事由に限定されるべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
議会の議決リスク	添付資料 1-1	1 No.10	議会の議決が得られないことが事業者の責めに帰すべき事由によると認められる場合の議会否決リスクが事業者負担とされていますが、いかなる場合においても事業者側は議会をコントロールし得る立場にはなく、したがって、議会の議決リスクを事業者側が負担することはあり得ないと考えます。事業者が議会議決リスクを負担する場面として、具体的にいかなる事態をご想定でしょうか。	事業者が議会議決リスクを負担する場面として、例えば、市が事業者(優先交渉権者)と仮契約を締結した後、事業者の不誠実な言動が原因で議会において否決となった場合等を想定しています。
法令・法制度リスク	添付資料 1-1	1 No.13	貴市のリスク負担範囲として、「本事業のみを直接の対象とする」法令変更等が挙げられておりますが、本事業のみにピンポイントで適用される法令等は基本あり得ず、趣旨としては、本事業及び本事業と類似する事業に類型的に適用される法令等という理解でよろしいでしょうか。	法令・法制度につきましては「本事業と類似する事業に類型的に適用される法令等」は「本事業のみを直接の対象とする」ものには含まれません。他方で、「市の条例及び条例に基づく制度」の新設・変更については、市都市公園条例の中に青い森セントラルパーク及び青森市アリーナが入ることが想定されます。
環境リスク	添付資料 1-1	1 No.20	入っている事から市のリスクとの理解でよろしいでしょうか	東側広場及び西側広場の設計・建設業務等、市が行う業務に係る騒音・振動は市のリスクですが、それ以外の業務に係る騒音・振動については、誘致する事業によるものも含め、事業者リスクとします。なお、要求水準書 2 (3) (ア) kにおいて、「遮音及び吸音に配慮するとともに、周囲に与える騒音や振動の抑制に努めること。」と記載しております。
第三者賠償リスク	添付資料 1-1	1 No.22	事業者が負担すべき第三者賠償リスクは、当然ながら、事業者が法的に第 三者賠償責任を負う範囲に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
債務不履行リスク	添付資料 1-1			ご理解のとおりです。
保険リスク	添付資料 1-2	1 No.30	リスクをカバーする保険への加入とありますが、加入必須の保険を具体的 に全てお示しください。 また開業準備期間中に加入必須の保険があれば、こちらもお示しをお願い 致します。	市が指定する保険については、要求水準書、1 (12) に記載しております。なお、その他保険とは、関係法令等の規程に則り必要な保険のことを示しています。
物価変動リスク	添付資料 1-2	1 No. 32	物価変動リスクについて、"一定の範囲内"とありますが、具体的にお示しください。	添付資料2-5 4 (2) 物価変動に基づく改定 に具体的な計算方法等を記載しています。
用地リスク	添付資料 1-2	2 No.35	用地リスクとして土壌汚染、地下埋設物、埋蔵文化財等が例示されておりますが、その他土地の形状、性質(地質)、湧水等の状態など、一般的に土地の瑕疵として施工条件の制約となり得る事由全般が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、ボーリング調査結果など、本市が提示している資料から予見可能 なものについては、事業者負担となります。
	議会の議決リスク 法令・法制度リスク 環境リスク 第三者賠償リスク 保険リスク 物価変動リスク	要約リスク	タイトル     頁     項       契約リスク     添付資料 1 No.10       議会の議決リスク     添付資料 1 No.13       法令・法制度リスク     添付資料 1 No.20       第三者賠償リスク     添付資料 1 No.22       債務不履行リスク     添付資料 1 No.24       保険リスク     添付資料 1 No.30       物価変動リスク     添付資料 1 No.32       取付資料 1 No.32     No.35	資

NT.	h / l u		該当箇所	₩ HB	l⊊l háh
No	タイトル	頁	項	質問	回 答
50	経年劣化	添付資料 1-3	3	施設・設備の経年劣化については除外頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。 経年劣化については、要求水準書、1 (15) にて、「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。」としています。
51	備品更新リスク	添付資料 1-3	3 No.57	「事業期間中の備品の更新についての費用負担」は、全て事業者負担なのでしょうか。 一定金額以上は市が負担とはならないのでしょうか。	全て事業者の負担とし、サービス対価に含みます。なお、添付資料2-3 サービス対価Cは、「修繕・備品更新業務に要する費用」に相当する額と し、応募者が提案時点で想定した額としております。
52	施設瑕疵リスク	添付資料 1-3	3 No.50	瑕疵担保期間内とは、いつからいつまでの期間の事でしょうか?	事業者募集開始時に公表します。 施設・設備の引渡し後各建築物、設備等の瑕疵担保期間満了までの期間を 指します。具体的な瑕疵担保期間は、事業契約書(案)にて示します。
53	本事業に係る費用について	添付資料 2-1		サービス対価の対象となる項目として、施設整備費相当、維持管理・運営 費相当とありますが、ここには統括管理業務相当も含まれているという認 識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	光熱水費負担の範囲	添付資料 2-1	1	事業者が光熱水費を負担する施設は新設アリーナと特定公園施設の範囲との認識でよろしいでしょうか。	事業者に光熱水費を負担していただく施設は、新設するアリーナと特定公園施設のほか、東側広場及び西側広場であり、費用はサービス対価に含みます。 なお、添付資料2-3 サービス対価Dは、「光熱水費」に相当する額としています。 また、公募対象公園施設は、独立採算事業のため、サービス対価の対象ではなく、事業者の負担となります。
55	開業準備期間の光熱 水費	添付資料 2-1	1	開業準備期間の光熱水費は、市の負担との認識でよろしいでしょうか。	サービス対価に含みます。 なお、添付資料2-3 サービス対価Dは、「光熱水費」に相当する額としています。
56	事業者の収入等	添付資料 2-2	2	利便増進施設から得られる収入(広告塔・看板による広告収入、駐輪場代金等)もまた事業者収入として事業者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	開業準備費の取扱い	添付資料 2-3	3	維持管理・運営に係る開業準備に要する費用については、サービス対価の どの部分に計上すればよろしいでしょうか。	サービス対価B(維持管理・運営費)になります。
58	サービス対価の支払 方法について	添付資料 2-3	3 (1) 1)	「施設整備は、出来高に応じ、年度毎に支払う。」とされていますが、前金払制度を適用するお考えはありますでしょうか。国や地方公共団体が発注する工事では前金払制度が適用され、多くの公共工事発注者が前払金を支出しています。	原案のとおりとします。
59	サービス対価の支払 方法について	添付資料 2-3	3 (1) 2)	開業準備業務のサービス対価はサービス対価Bに含まれるのでしょうか?サービス対価Bの支払は供用開始後となっていますので、開業準備業務に係るサービス対価の項目を別途設けていただくようお願い致します。	原案のとおりとします。

No	タイトル		該当箇所	質問	回 答
NO	ダイドル	頁	項	貝 问	凹 台
60	サービス対価の支払 方法について	添付資料 2-4	3 (3) 1)	「施設整備は、市が国庫支出金制度及び地方債の発行等により施設整備費を事業者に対して出来高に応じて毎年度支払う。」とされていますが、前金払制度を適用するお考えはありますでしょうか。国や地方公共団体が発注する工事では前金払制度が適用され、多くの公共工事発注者が前払金を支出しています。	原案のとおりとします。
61	サービス対価の支払 方法について	添付資料 2-4		サービス対価C(修繕費)は区分した5年のうちの各年度で四半期ごとに平準化して支払う。とありますが、修繕費用は事業者の提案した計画払いとして頂くことはできないでしょうか。	原案のとおりとします。
62	サービス対価C(修繕 費)について	添付資料 2-4	3 (3) 3)	サービス対価Cについては、区分した5年の内の各年度で四半期ごとに平準化して支払うとございますが、こまめな経常修繕など事業者の努力等により修繕費用に余剰金が生じた場合は、事業者の収入との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	水光熱費の改訂について	添付資料 2-5	3 (3) 4)	サービス対価D(水光熱費)は4年目以降は2年目及び3年目の使用料の平均を標準使用量とするとありますが、それ以降は改訂頂けないとのことでしょうか。	使用量の変動による改定は想定していません。物価変動に基づく改定は、 添付資料にあるとおりの手順で実施します。
64	サービス対価D(光熱 水費)について	添付資料 2-5	3 (3) 4)	サービス対価Dについては、こまめな省エネ施策など事業者の努力等により、光熱水費に余剰金が生じた場合は、事業者の収入との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	施設整備費の見直し基準	添付資料 2-5	4 (2) 1)	「見直しの基準としては、市が、市の発注した工事請負契約に各種スライド条項 (全体スライド・単品スライド・インフレスライド) を適用することを決定した場合とする」とありますが、全体スライドについては、契約当事者が任意のタイミングで相手方に請求できる約定となっており、記載されたような見直し基準の適用は制度に馴染みません。全体スライドに関しては、かかる見直し基準の例外としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 標準約款に基づき各種スライド条項(全体スライド・単品スライド・インフレスライド)による変更をご請求いただき、協議することとなります。 なお、特例措置としたスライド条項については、市が、市の発注した工事 請負契約に適用することを決定した場合となります。
66	物価変動に関する各指標について	添付資料 2-5	4 (2) 1) ①	維持管理費や運営費は、物価変動の指標に「賃金指数」が用いられる予定としておりますが、近年、各都道府県の「最低賃金」の上昇率の方が高く、人件費を圧迫する要因にもなっております。物価変動については、こちらの指標も検討頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。 「賃金指数」「最低賃金」と基準を2つ設けることで運営が煩雑になることから、「賃金指数」とします。
67	全体スライドの計算方法	添付資料 2-6	4 (2) 1) ② a	「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市と事業者とが協議して定める。」とありますが、変更前の基準に関しては、前回の改定時の指標等(初回は提案時の指標等)を基準とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	タイトル		該当筐	所			質問	回答
NO	24 100	頁		項			貝(四	四
68	サービス対価Dの改定	添付資料 2-7	4 (2)	1)	2	d	利用者の増減に伴う提案と実績の差異に基づく改定に関して、「4年目以降は、2年目及び3年目の使用量の平均を標準使用量とする」とありますが、5年目以降も同様に、前年及びその前年(前々年)の使用料の平均を使用料としていただけないでしょうか。	No.63の回答をご参照ください。
69	需要変動に基づく改定	添付資料 2-8	4 (3)				ロスシェアーに関しては、対象を需要が一定以上下回った場合で、かつ、 市が負担するケースを市の帰責事由による場合に限定しているのに対し、 プロフィットシェアーに関しては、利用料金収入見込み額を上回る収入が あった場合全般を対象とし、増収の原因の如何にかかわらず原則として 50%をシェアーすることになっていますが、これはいかにもアンバランス であり、事業者側に不利な建付けであると考えられます。ロスシェアーと プロフィットシェアーは表裏一体の関係であり、バランスのとれた建付け の見直しをご再考願えませんでしょうか。	ても意見聴取の対象としています。 いただいたご意見、ご質問を踏まえて募集要項を整理しますので、公募時

No	タイトル		該当箇所	質 問	回 答
NO	ダイドル	頁	項	貝(四	凹 谷
1	事業計画自体の総額			現在の要求水準書では、事業計画自体の総額(施設整備費、維持運営管理 費など)が明示されていません。施設規模、施設の仕様などを決定するう えで必須です。今後提示されると考えてよろしいでしょうか?	募集要項(案)P7「3 整備等費用の負担に係る事項」に記載のとおり、事業者募集開始時に公表します。
2	開業準備業務			開業準備業務に関する要求水準の具体的な想定をお持ちであればお示しく ださい。	ご質問にある「開業準備業務」については、要求水準書に示す個別業務にありませんが、維持管理業務及び運営業務に係る業務の期間については、開業準備期間も含むと記載しています。開業準備期間においては、維持管理業務及び運営業務の内容のうち、各種マニュアルの整備、運営体制の確立や業務担当者の教育訓練、広告物作成やウェブサイト開設、開業記念イベントを実施していただくこととしており、具体的な内容については事業者の提案に委ねます。
3	鉄道駅の整備について	14	2 (2) ② (7)	施設レイアウトを決定するうえで、アリーナと青森県側で設置する自由通路・青い森鉄道の新駅の関連についての条件を具体的に提示してください。資料-4交通関係位置図	青森操車場跡地への新駅設置については、関係機関と協議中であり、設置の時期や具体的な位置についてはお示しできないことから、提示した資料の範囲内で提案してください。
4	鉄道駅の整備について	14	2 (2) ② (7)	鉄道駅及び自由通路の詳細設計が固まる時期の見通しにつきご教示下さい。合わせて離隔距離の考え方及び具体的な数値につきご教示頂きたく、お願い致します。	No.3の回答をご参照ください。
5	緑地・広場全体のグラ ンドデザインについて	15		緑地・広場全体のグランドデザインにつき、隣地(県有地)は現状のままの 公園使用であることを前提とした設計とさせて頂いて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 隣接する県有地については、現状のままの公園使用であることを前提として提案ください。
6	各施設の要求水準 緑地・広場	19		緑地・広場については、既存の樹木、施設、工作物等を再利用すること は、問題無いでしょうか。	再利用する樹木の状態や遊具などの施設、工作物等の標準使用期間を検証 したうえで、適正な樹木の管理及び施設の安全性の確保が確認できる場合 には再利用も認めます。
7	統括管理業務に係る 要求水準	28	3 (1) ①	施設の基本・実施設計業務、工事監理業務は業務報酬基準(国土交通省告示第九十八号)による業務と考えてよろしいでしょうか。また、また基本・実施設計業務、工事監理業務の報酬額も同程度が事業費に見込まれていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、実施設計業務、工事管理業務等の報酬額についてもご理解のとおり見込んでいます。
8	統括管理業務に係る 要求水準	28	3 (1) ①	施設の基本・実施設計業務、工事監理業務について、「c その他関連業務」が標準外業務にあたると判断しますが、具体的な標準外業務を教えていただけないでしょうか。	青森市景観審議会に係る対応を想定しています。 要求水準書(案)P35を参照ください。
9	責任者の兼務	29	3 (1) ① 図3-1	各業務の総括責任者は同業務の業務責任者と兼務可能との認識でよろしいでしょうか。また、維持管理業務統括責任者及び業務責任者は、常駐又は非常駐どちらでもよいという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	タイトル			該当任	箇所			質 問	回 答
NO	タイトル	頁			項			貝[印	凹
10	実施体制	30	3	(1)	5	(ア)			統括管理責任者の入れ替えは可能ですが、要求水準書(案)P30「⑤実施体制」に記載のとおり「やむを得ない理由がある場合、かつ、市と協議して合意を得た場合に限り変更を認めるものとする。」の条件を満たす必要があります。 代表企業の変更については、「募集要項(案)に関する質問及び回答」 No. 11の回答をご参照ください
11	統括管理業務の実施 体制	30	3	(1)	5	(ウ)		「統括管理責任者は原則変更しないこと。」とありますが、長期に及ぶ事業期間にわたって変更不可ということは現実的でなく、むしろ事業段階に応じて、その時々において中心となる業務を担う企業等から統括管理責任者を選任するのが合理的であるという考え方もあることから、事業期間における提案内容に基づく統括管理責任者の変更をお認めいただけないでしょうか。	No.10の回答をご参照ください。
12	実施体制	30	3	(1)	5	(ウ)		統括管理責任者の変更のやむ得ない理由とは、具体的にどのような想定でしょうか。例えば単純な人事異動は認められないとの解釈でしょうか。ご 教示ください。	人事異動に伴う変更は、やむを得ない事由として認めますが、市と協議を 行い、本事業遂行に支障のないものと市が認めた場合に限ります。
13	統括管理責任者につ いて	30	3	(1)	⑤	(ウ)		統括管理責任者における実施体制の記述によると、建設工事開始から事業期間終了まで施設に常駐し、原則変更しないこととされておりますが、建設工事段階と運営・維持管理段階では、統括管理責任者に必要とされる知識やノウハウも大きく異なり非効率的かと思われます。また、18年近くに及ぶ事業期間で1人の責任者を配置することも非常に困難であることが予想されます。そのため、(ウ)に記載しております一文は削除して頂けませんでしょうか。	No. 10の回答をご参照ください。
14	統括管理責任者の変 更理由について	30	3	(1)	(5)	(ウ)		「統括管理責任者は、原則変更しないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合、」との記載が御座いますが、「やむを得ない理由がある場合」とは具体的にどの様な場合でしょうか。例示をご教授願います。	人事異動や退職等を想定しています。 NO.12の回答についてもご参照ください。
15	統括管理業務に係る 要求水準	30	3	(1)	(5)			それぞれの業務期間における業務内容をより理解している者が統括管理責任者を担うことが望ましいかと思料します。つきましては、設計・建設期間と運営・維持管理期間で統括管理責任者を変更する体制も可として頂けないでしょうか。	No.9の回答をご参照ください。
16	統括管理業務の実施 体制	30	3	(1)	(5)			統括管理業務(統括管理責任者の選任を含みます。)についても、個別業務(設計、建設、工事監理、維持管理、運営、公募対象公園施設等設置管理)と同様に、SPC自らが実施するのではなく、構成企業又は協力企業に業務委託して実施することで差支えないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	統括管理業務の実施 体制	31	3	(3)	2	(ア)	a	総括責任者及び業務責任者はともにSPCから各業務を受託する企業から選任して差支えないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	タイトル			該当任	箇所			質問	回 答
NO	21 170	頁			項			貝(川	凹 谷
18	総括責任者、業務責 任者及び現場代理人	33	4	(1)	(5)	(ア)		「設計業務、建設業務及び工事監理業務ごとに~意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の業務責任者(主任技術者)を定める」と記載されていますが、意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の業務責任者(主任技術者)とは、設計業務における業務責任者であり、29ページの建築設計業務責任者は意匠設計業務責任者と読み替えてよろしいいでしょうか。	ご理解のとおりです。 建築設計業務責任者は、意匠設計業務責任者と読み替えてください。
19	設計業務、建設業務 及び工事監理業務に 係る要求水準	33	4	(1)	5	(ア)		建設業務において、建築業務責任者(主任技術者)と現場代理人は兼務可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	総括責任者、業務責 任者及び現場代理人	33	4	(1)	(5)	(ウ)		統括管理責任者と建設業務の業務責任者(主任技術者)又は現場代理人の 兼務が認められておりませんがその根拠をお示しいただけないでしょう か。可能であればこれをお認めいただけないでしょうか。貴市との協議連 携が円滑に進む為、特に密度濃い連携が求められる建設期間は現場代理人 と統括管理責任者が兼務することを認めていただけないでしょうか。	統括管理責任者は、設計・建設のほか工事監理業務・公募対象公園施設等の統括管理業務のほか、維持管理・運営を見据えて市や関係機関との協議を実施する必要があり、業務量が多いことから、兼務ではなく専任として業務を行っていただくという判断です。 また、統括管理責任者は、工事監理業務も統括することから、現場代理人を兼務することは、監理される者が監理する者を統括することになり、業務の統括管理機能が働かなくおそれがあることから、兼務できないものとしています。
21	備品の調達	37	4	(3)	3	(1)	b	備品調達はリースを原則認めないとありますが、15年間の場合には、更新が必要となります。その場合にはリースの調達でも可能としていただきたい。サービス購入費の均等払いでの対応が困難なため。	リース方式による調達に客観的な合理性があれば、更新についてもこれを妨げるものではありません。 なお、調達方法にかかわらず、修繕・備品更新業務に要する費用については、添付資料 2-4「3(3)3)サービス対価C(修繕費)について」に記載のとおりの算定方法で支払います。
22	維持管理業に係る要 求水準	39	5	(1)	5			維持管理者は、常駐・非常駐どちらの体制でもよいという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	維持管理業務の要求 水準	40	5	(2)	1	(ア)	b	「金属部の錆、結露、カビの発生を防止すること。」とございますが、発生そのものを未然に防ぐことは非常に困難であるため、「発生の防止に努めること。」と変更頂けませんでしょうか。	いただいたご意見、ご質問を踏まえて募集要項を整理しますので、公募時 に示す募集要項をご確認ください。
24	維持管理業務の要求 水準	42	5	(2)	5	(ア)		警備担当人員は、警備員の有資格者である必要はありますでしょうか。	必須とはしません。事業者の提案に委ねます。
25	運営管理業務の要求 水準 基本的事項	47	6	(3)	1)	(1)		青森市体育施設においては、体育施設管理士の配置が仕様により定められていますが、当該施設においては如何でしょうか。	いただいたご意見、ご質問を踏まえて募集要項を整理しますので、公募時 に示す募集要項をご確認ください。
26	使用料の取り扱い	47	6	(3)	2	(イ)		使用料の算定式をお示しいただけませんでしょうか。	事業者募集開始時に公表します。
27	受付業務	48	6	(3)	2	(ウ)		予約受付方法としてオンラインとありますが、予約システムが必要との認 識でよろしいでしょうか	「オンライン」とは市が例として示したものの一つであり、予約受付方法 については事業者の提案に委ねます。

No	タイトル	該当箇所						質問	回 答
		頁			項			貝川	世 谷
28	利用スケジュール調 整	48	6	(3)	2	(工)		市主催事業・大会、競技団体予約等優先予約の具体的なスケジュール想定があれば、お示しください。	市では優先予約の区分やスケジュールは指定しません。事業者の提案に委ねます。
29	広告収入	50	6	(3)	(5)	(エ)		「メインアリーナの壁面の一部、大型ビジョン、本施設のウェブサイト、パンフレット等を活用した広告収入を事業者の収入とし〜」とありますが、メインアリーナの壁面や大型ビジョンを活用するに当たり、事業者側に使用料等の負担が生じるのでしょうか。生じる場合はその算定式もお示しいただけませんでしょうか。	広告誘致についても運営業務の一貫としていることから、事業者側に使用 料等の負担は生じません。
30	駐車場の管理、特に 混雑の緩和等につい て	50	6	(3)	9	(ア)		イベント・Bリーグ・コンサート開催時には、青い森セントラルパーク外での混雑も予想されます。この混雑緩和の為に事前に関係機関と協議することもSPCの運営業務に含まれるのでしょうか。さらには、敷地外での混雑緩和にむけた対策設置も提案内容とされるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段について、敷地外における混雑緩和に向けた対策のうち、道路拡幅等 の施設整備を伴うものについては市が行いますが、看板設置、誘導員の配 置などの運営面での対策については、必要に応じて事業者に実施していた だくこととなります。具体的な内容は事業者の提案に委ねます。
31	初動対応業務	51	6	(4)	1	(ア)		本施設を避難所とした際には、最大何名の避難対象者を何日間程度受け容れされる予定でしょうか。	本施設の収容可能人数は、現段階においてメインアリーナ・サブアリーナ・キッズルーム合わせて約1,800人を想定しています。 また、避難者の受入日数については、発生した災害の規模や程度によって変化するものであり、平時から示すことは困難ですが、大規模災害の発生により避難生活が長期に渡ることになった場合は、数週間から数カ月に及ぶ可能性もあります。
32	統括責任者及び業務 責任者	53	7	(1)	5	(ア)		公募対象公園施設の統括責任者を運営業務統括責任者が兼務するなどは、 可能でしょうか	運営業務総括責任者が、公募対象公園施設等設置管理業務責任者を兼務することは可能です。
33	公募対象公園施設	54	7	(2)	2	(ア)	а	公募対象公園施設に関して「自動販売機や小規模な売店等、青森市アリーナの床面積の増加等による市の負担の増加が伴わない範囲内においては、青森市アリーナ内に設置することも認める。」とありますが、この場合、「床面積の増加等による市の負担の増加が伴わない範囲内において」とあることから、アリーナの施設整備費については全額貴市でご負担いただいた上で、事業者は公募対象公園施設管理によって占有する面積相当の使用料を貴市にお支払いするとともに、該当する水光熱費等を負担すれば足る、という理解でよろしいでしょうか。また、使用料の算定についてはどのようにお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、公募対象公園施設の設置に必要な内装や設備に関する費用は事業 者の負担なります。 使用料については、事業者募集開始時に公表します。
34	公募対象公園施設	54	7	(2)	2	(ア)		公募対象公園施設の規模はどの程度を想定されていますでしょうか。	規模の想定はありません。事業者の提案に委ねますが、青い森セントラルパークの建蔽率を踏まえ、青森市アリーナ本体及び緑地・広場に設置するトイレなどを含めた建築可能面積の上限以内で収益の一部を特定公園施設の整備に充てられる施設としてください。
35	利便増進施設	56	7	(5)	1)	(ア)		利便増進施設の設置に関して「市から占用許可を受けて」とありますが、 事業者側に占用料等の負担が生じるのでしょうか。生じる場合はその算定 式もお示しいただけませんでしょうか。	事業者募集開始時に公表します。

No	タイトル		該当箇所	質問	回 答
		頁	項		
36	6 利便増進施設	56	7 (5) ① (1)		
37	B2リーグ・Vリーグの 開催頻度及び市民利 用状況について	資料-13		B2リーグ・Vリーグ等のプロスポーツの使用と市民利用及びイベント使用との調整をSPCに一任されていると考えてよろしいでしょうか。この場合、アリーナ仕様をプロ対応を主とするか市民利用を主とするかで、設計上の考え方も異なってくると思われます。さらには、維持運営コストにも影響あると考えられます。各利用者の使用頻度の最低基準をお示しいただきたく、お願い致します。	
38	Bリーグ・Vリーグの開 催頻度	資料-8		資料-8観客席配置を参照するとアリーナの使用は、多目的(バスケット、バレーボール、コンサート)等を想定しているが、これらの催事の頻度はどのように設定すればいいか具体的に提示ください。年間予定が想定されているのであれば提示ください。	No.37の回答後段部分をご参照ください。